

平成二十一年十二月八日受領
答弁第一二四号

内閣衆質一七三第一二四号

平成二十一年十二月八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

御指摘の方針についてはこれまでロシア連邦政府から提起されたことはなく、外務省としてコメントする立場にはない。

三について

四島交流の枠組みによる北方四島への訪問については、千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソ
ヴィエト社会主義共和国連邦の外務大臣間の往復書簡に従い、いずれの一方の側の法的立場をも害するも
のとみなしてはならないとの前提の下に行われることとされている。来年度以降についても、我が国の法
的立場を害することなく、円滑に四島交流等事業を実施できるよう、適切に対応する考えである。